

「エシカル消費講師派遣事業」実施要領

1 趣旨

持続可能な社会の形成に向け、消費者が自身の購入行動が社会や環境に与える影響を考え、配慮した行動をとる「エシカル消費」への理解と実践が求められている。

このため、県内の学校、企業、民間団体や市町村（以下、「団体等」という。）が主催する講座に対し、県がエシカル消費に精通した講師を派遣することで、エシカル消費の普及啓発を図り、持続可能な社会の形成を目指す。

2 内容

団体等の依頼に応じて、県がエシカル消費の専門家や実践団体等から適切な講師を選定し、派遣する。

3 対象

県内の学校、企業、民間団体や市町村が主催する講座

4 講義の内容

エシカル消費の基礎知識、SDGs との関連、具体的な実践事例（食品ロス削減、地産地消、フェアトレード、環境配慮型製品の選択等）及びワークショップ等、具体的な内容については、県、団体等と講師間において調整する。なお、WEB 講義方式（Zoom、Teams 等）による実施も可能とする。

5 費用負担

講師の謝金および旅費は県が負担する。

6 申込方法等

(1) 事前連絡・申込

団体等は、派遣希望日の2か月前までに電話連絡の上、別紙様式1申込書をメールで県事務局へ提出する。

(2) 決定通知

県は派遣の可否を判断し、講師の選定・調整を行った上で、利用者に通知する。

(3) 詳細調整

通知を受けた団体等は、講義内容や準備物について、講師と直接調整を行う。

(4) 報告

団体等は、事業実施後速やかに、別紙様式2実施結果報告書をメールで県事務局へ提出する

(事務局) 宮城県環境生活部消費生活・文化課 相談啓発班

電 話 : 022-211-3126

メール : syoubuns@pref.miyagi.lg.jp

7 実施期間

令和8年4月20日から令和9年3月31日まで

8 謝金の取扱い

県は講師に対し、原則として実施時間1時間当たり9,000円の謝金を支払うものとする。ただし、実施時間が1時間に満たないときは1時間に切り上げ、1時間を超えるときは端数を30分単位で切り上げることとし、30分単位の額は、1時間当たりの額の2分の1とする

9 費用弁償等の取扱い

講師には、県が職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号）に基づき費用を弁償する。費用弁償は、行政職給料表6級待遇とする。